

令和6年度第3回江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 議事録

- 1 日 時 令和6年9月12日（木）午後1時55分～午後3時
- 2 会 場 502会議室
- 3 出席者 村島 章恵 会長、上條 司 委員、井桁 秀夫 委員、
横山 和子 委員、早崎 さやか 委員、
事務局職員及び諮問課職員（第3～5号議案）
- 4 議 題
 - 第3号議案 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会条例の改正について
(諮問) 総務部総務課
 - ・ 諮問内容の必要性を認める一方、当該条例の運用に当たっては、十分に周知する等適切に実施するよう意見する旨の答申を行うこととした。
 - 第4号議案 「地方税に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について
(諮問) 総務部課税課及び納税課
 - ・ 特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点における考慮事項を踏まえ、審査を行った結果、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、当該評価の内容は指針に定める目的等に照らし妥当であると認める旨の答申を行うこととした。
 - 第5号議案 「健康増進事業の実施に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について
(諮問) 健康部健康推進課及び保健予防課
 - ・ 特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点における考慮事項を踏まえ、審査を行った結果、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、当該評価の内容は指針に定める目的等に照らし妥当であると認める旨の答申を行うこととした。
 - 第6号議案 令和5年度審査請求第11号について
(諮問) 福祉部障害者福祉課
 - ・ 審査会は、審査請求人に対し、審査庁から送付された弁明書に対する意見書等をおおむね2週間の期間で提出並びに口頭による意見陳述及び提出資料の閲覧の申出ができる旨の通知を併せて行い、審議を継続することとした。
 - ・ また、審査会は、審査請求人又は処分庁から意見書等の提出があった場合には、処分庁又は審査請求人に対し、当該意見書等の写しを送付するとともに、意見書等に対する意見等がある場合の提出期限をおおむね

2週間とする旨の通知を併せて行うこととした。

令和5年度

第5号議案 令和5年度審査請求第2号について

(諮問) 健康部医療保険課

- ・ 審査会は、答申案について審議を行い、実施機関の決定は妥当であると判断し、答申することとした。

第2号議案 令和5年度審査請求第10号について

(諮問) 福祉部障害者福祉課

- ・ 審査会は、審査請求人から提出された意見書の内容を確認し、次回、審議を継続することとした。

5 報 告

(1) インターネット等運用審査会の審査結果について